

第1日

令和8年1月28日（水）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより令和8年第1回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

会期日程表をお開きください。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

16番実藤輝夫議員

17番加藤正二議員

を指名いたします。

これより議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに令和8年第1回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、合計3件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第1号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分につきましては、令和8年2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、これに要する経費について予算の補正を行う必要が

生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第2号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、食料品、エネルギー等の価格高騰により影響を受けている市民や事業者に対する支援として緊急的に要する経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ5億4,581万6,000円を追加し、予算総額を476億9,252万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、食料品等の価格高騰による負担を軽減するため、市民全員に1人当たり6,000円の地域商品券を配布する事業費、小学校給食費の無償化及び中学校給食費を月額3,000円に軽減する事業費、省エネ性能の高いエアコン購入への補助事業費、プレミアム商品券発行補助事業費等に5億4,453万8,000円を計上いたしました。

民生費では、物価高騰により影響を受けている私立保育所等への支援事業費に127万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金5億4,590万3,000円及び県支出金63万8,000円を計上いたしました。

また、コンビニエンスストアでの多機能端末機を用いた証明書等の交付を促進するため、発行手数料を1枚10円とすることに伴い、当該手数料72万5,000円を減額いたしました。

最後に、第3号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、多機能端末機を用いて証明書等を交付する場合の手数料の額を見直したいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等をいただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明等があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書をお開きください。

これより議案の質疑を行います。

質疑は、申合せにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案専決処分について（令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分につきましては、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第1号議案及び第2号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前11時55分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第3号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 北川清文君登壇）

○環境民生常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第3号議案につきまし

て慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

第3号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、市民の負担軽減及びマイナンバーカード普及、利用促進を図ることを目的とし、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機を用いて証明書等を交付する場合の手数料の額を見直すための条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、対象となる証明書である住民票の写し及び印鑑登録証明書の手数料の額を300円から10円にするものです。

期間については、令和8年2月1日から令和9年2月28日の間です。

なお、施行日は令和8年2月1日です。

審査に当たりましては、前回、手数料の額の見直しを行った際の多機能端末機を用いた証明書の交付についていただきました。

執行部によりますと、コンビニ交付を開始した令和5年10月時点では交付率が約10%だったものが、前回、手数料を10円にした令和6年2月から12月までの間は平均で約33%まで上昇したとのことでした。

なお、令和7年1月から元の手数料の額に戻したところ、約25%まで低下したものの一定の効果があったとのことでした。

次に、マイナンバーカードの普及率についていただきました。

執行部によりますと、令和7年12月末時点で国が発表している数字として朝倉市は約95%であり、これは再交付や更新等を含めた累計になっているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第3号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第1号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第1号議案専決処分について（令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第2号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第1回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後零時2分閉会